

6 様式 1 [申し合わせ事項]:【委員会、全協：共通様式】

[氏名： 水谷 喜和]

令和 4 年 8 月 1 日 全員協議会研修報告

大正大学社会共生学部公共政策学科 江藤俊昭

地域経営を担う「住民自治の根幹」としての議会の作動について

① 研修所感

新たな議会は閉鎖的でなく住民と歩む議会、質問の場だけでなく議員間討議を重視する議会、追認機関ではなく首長と政策競争をする議会

・地方公共団体の長は普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。予算を調整し、及びこれを執行すること。決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。(地方自治法第 149 条抜粋)

・普通公共団体の議会は、次の事件を議決しなければならない。条例を設け又は改廃すること。予算を定めること。決算を認定すること。(地方自治法第 46 条抜粋)

議会議員は、議会の役割を自覚し、提案議案の「メリット・デメリット」を議論し論点を明確にすること。議員が変われば、議会が変わる。一般質問においても委員会、議会代表質問の方向性で考慮すべき。また質問事項は、総合計画に沿った内容・事項に限定すべく、質問の為の質問ごときことはなくすよう議会改革、議員改革に努めることが急務と痛感した。

「思いつきでない」改革

北海道栗山町議会基本条例（2006 年）に刻みこむ

地方自治の原理の由来（二元制 首長と議会の政策競争・議会の意思を示すための議員間討議、直接民主制の導入 議会にも行政にも多様な住民参加）

「住民自治の根幹」としての議会（地域経営にとって重要な権限は議会「住民自治の根幹」だから 多様性、論点の明確化。合意可能性、世論形成といった役割（合議制）を担うから）

議会基本条例の作り方 理念・最高規範性、三社間関係、条件、危機管理等